

前回定例会（平成24年1月11日）以降の主な動き

平成24年2月1日
資源エネルギー庁
柏崎刈羽地域担当官事務所

原子力・エネルギー政策の見直し

➤ 革新的エネルギー・環境戦略（事務局は内閣官房国家戦略室）

（参考）コスト等検証委員会

【12月22日～2月20日】コスト等検証委員会報告書（12月19日）に対する Call for evidence（根拠に基づく情報提供の照会）

（説明）「コスト等検証委員会報告書」（12月19日）について、特に国民に開かれた形で、客観的根拠に基づく更なる検証等を行うため、国民各位、専門家、事業者、NGO等に、報告書の内容を踏まえた質問票に沿った形で、根拠に基づく積極的な情報提供を照会するもの。

同委員会では、事務局において提供のあった情報を整理の上、必要に応じて委員会を開催し、国民各位等からの情報提供及び新しい情報・データを踏まえた、さらなる検証の作業を行い、新しいエネルギーミックスの国民的議論に活用する。

・コスト等検証委員会は内閣官房国家戦略室のホームページ（PHOTO & VIDEO）で動画公開
<http://www.npu.go.jp/media/video.html>

➤ 原子力政策大綱（原子力基本法に基づく。事務局は内閣府原子力委員会）

【1月18日】第11回原子力政策大綱策定会議

- ・福島復旧・復興へ向けた取組について
- ・事故調査・検証委員会（中間報告）について
- ・核燃料サイクルに関する検討状況について
- ・原子力発電に係る論点整理について

【1月26日】第12回原子力政策大綱策定会議

- ・放射性廃棄物の処理・処分について
- ・核燃料サイクルに関する検討状況について
- ・原子力発電に係る論点整理について

・会議の議事録が掲載されるまでの間、映像、音声配信（原子力委員会のホームページ）

➤ エネルギー基本計画（エネルギー政策基本法に基づく。事務局は経済産業省資源エネルギー庁）

【1月18日】総合資源エネルギー調査会第8回基本問題委員会

- ・エネルギー基本計画の見直しについて
 - ①電力システム改革について
 - ②エネルギー・環境会議による「基本方針」及びコスト等検証委員会の結果

【1月24日】総合資源エネルギー調査会第9回基本問題委員会
・エネルギー基本計画の見直しについて（原子力発電の位置づけ等）

【2月 1日】総合資源エネルギー調査会第10回基本問題委員会（予定）
・エネルギー基本計画の見直しについて（福島第一原子力発電所事故の原因調査や原子力安全規制の見直し等に関する関係機関からの報告等）

・会議はインターネットライブ中継を実施し、録画映像も公開（経済産業省のホームページ）

（参考）電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議（経済産業省）

【2月 3日】第4回（予定）

・報告書案

（参考）総合資源エネルギー調査会 総合部会 電力システム改革専門委員会（経済産業省）

【2月 2日】第1回（予定）

・電力システム改革タスクフォース論点整理の紹介

・総合資源エネルギー調査会 第8回基本問題委員会にて提起された意見の紹介

除染

【1月26日】除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）の公表
（環境省）

今後、本ロードマップを基本として、市町村等の関係者との協議・調整を行いつつ、特別地域内除染実施計画の策定及びその実施に取り組む

(質問1)

エネ庁は、多額の税金で反原発運動を監視していることが判明した。柏崎・刈羽に関する監視結果を公表されたい。こうした監視をする根拠を示されたい。やらせやスパイ行為は国家犯罪でないのか。

(質問2)

「政府に監視された反原発の識者・市民団体08年度～10年度分」が示されています。柏崎刈羽では矢部忠夫、監視数5回などと示されています。これらの監視は何のために何を監視したのか、公表してもらいたい。

(ご回答)

1. 即応型情報提供事業は、国として原子力の広報を行う際の参考とするため、新聞のクリッピングサービスを活用して、その中にある不正確と考えられるものを収集した上で、正確な情報をもとにコンテンツを作成し、資源エネルギー庁のホームページに掲載していたものです。
2. 委託先に対しては、個別の記事に反論するのではなく、全般的な傾向を踏まえ、国から追加的に発信すべき情報として何が適切かという視点から、当該記事に対するコメントを付すよう依頼していたものです。
その結果、付されたコメントも参考に、国からの情報発信が不足していると考えられる場合には、その追加的な内容等を資源エネルギー庁のホームページに、Q&Aの形にして掲載することとしていたものです。
3. 委託先より報告のあった件数は、平成20年度10件、平成21年度235件、平成22年度31件ありますが、本事業は、上記のとおりであり、個別の反原発運動を対象としたものではなく、「やらせやスパイ行為」といったものには当たりません。
4. なお、本事業は、即応型情報提供事業として平成20年度から平成22年度まで実施し、現在は、終了しております。